

子どもの権利条約



イラスト／土田義晴

【目次】

〈特集〉

- 世界が検証した
「日本の子どもの人権」… 1～2
- 子ども権利委員会
「日本審査」を傍聴して… 3～4
- “子どもと性”にかなり影響… 5
- 「子どもに対する信頼感」
を出発点に…………… 6～7
- 1998年度の主な活動方針………… 8

特 集

世界が検証した 「日本の子どもの人権」

一九九八年五月二十七日（水）から二十八日（木）にかけて、子どもの権利条約の実施状況に関する日本の第一回報告書が、国連・子どもの権利委員会によって審査された。その結果に基づき、二十二項目の勧告を含む「総括所見」が六月五日に採択されている（日本語訳は「いんふぉめーしょん 子どもの人権連」第五十六号＝九十八年六月号等を参照）。

審査のポイントを、委員会による報告ガイドラインの分野別に紹介しよう。

（一）内は総括所見の該当項目

国連・子どもの権利委員会 日本の第一回報告書を審査

平野 裕二



子どもオンブズパーソンや NGOとの 協力が勧告される

まず、条約のさまざまな条項を実施していく際の前提となる「実施に関する一般的措置」について、四時間近く議論が行われた。

とくに委員会の関心が集まったのは、法務省が九四年度に設置した「子どもの人権専門委員」制度である。人権擁護委員のなかから子ども専門の委員を選任して発足したこの制度について、委員会は、行政から独立していないことを始めとするさまざまな問題点を指摘。最終的に、この制度の改善・拡大または子どもの権利オンブズ

パーソンの設置のいずれかの方法により、独立した監視機関を設けるよう勧告が出された（10・32）。

政府とNGOの協力についても議論になり、委員会からは、NGOと系統だった協力を進めるための恒常的制度を設置したり、NGOを「本当のパートナー」にしたりすることを求める声が出されている。総括所見では政府がNGOと「緊密に対話しつつ協力する」ことが奨励された（12・34）。

広報・研修についても、子どもが「権利の全面的主体」であることを踏まえた上で、さらなる努力をするよう求められている。量だけではなく質そのものにまで踏みこんだ総括所見が出されたのは興味深い（11・33）。人権教育についても、学校カリキュラムへの系統だった統合が促された（23・44）。

このほか、留保・解釈宣言（6・28）、政策調整（8・30）、データ収集システム（9・31）などについても勧告が出されている。国内法における条約の地位についても詳細なやりとりが交わされ、裁判所が条約を積極的に適用し

ていないことが問題視された〔7・29〕。これとも関連して、ある委員は、子どもに関するあらゆる分野の法律と条約の原則および規定とを結びつける「包括的な子ども法」が必要ではないかとも指摘している。

一般原則とくに差別の問題に議論が焦点

その後、条約のすべての条項を実施するに当たって常に考慮に入れなければならないとされる「一般原則」について議論。差別の禁止（第二条）、子どもの最善の利益（第三条）、生命・生存・発達（第六条）、子どもの意見の尊重（第十二条）の四つの原則があるが、とくに差別の禁止原則について多くの質問や指摘が出され、けっさよくこの章を終了するまでに全九時間のうち六時間が費やされた。

とりわけ、婚外子と、在日コリアンやアイヌを始めとするマイノリティの子どもの差別についてはほとんどの委員が問題点を指摘。婚外子については相統分差別規定や戸籍等の公的書類への記載について疑問が出され、はっきりと法改正を求められた〔14・35〕。マイノリティについても、民族学校を卒業した日コリアンが大学の受験資格の点で不平等な扱いを受けていることなどに対して懸念が表明され、差別の解消が促されている〔13・35〕。障害児差別も議論の対象になった

〔13・14〕。

このほか、子どもの最善の利益原則との関わりでは、教育制度が子どもの最善の利益にかなうものになっていないという点がやや問題にされている。また、子どもの意見の尊重原則についてもある委員から幅広い質問が出され、とくに学校制度のなかで子どもの参加権の行使がしにくくなっていることについて、懸念が表明された〔13〕。

その他の分野での問題点

残る五つの分野についてはわずか三時間で処理しなければならなくなったため、かなりあわただしく、個々の論点が十分に掘り下げられない議論になったことは否めない。

「市民的権利および自由」については、子どもが無国籍になる恐れがあることが取り上げられたほか、学校や施設で子どもの市民的権利（とくにプライバシー）が充分に守られているかどうかも質された〔15・36〕。学校における暴力、とくに体罰といじめについても比較的クローズアップされ、その解消のための「包括的な計画」の作成などが勧告されている〔24・45〕。有害情報からの保護についてはほとんど議論になっていないが、総括所見では取り上げられた〔16・37〕。

「家族環境および代替的養護」の分野では、法律の子どもの権利規定や

父親の育児参加などの問題が取り上げられたほか、国際養子縁組〔17・38〕、児童福祉における施設措置への偏り〔18・39〕、性的虐待を含む虐待〔19・40〕などについて勧告が出されている。

「基礎保健および福祉」の分野では、障害児が排除と分離の対象になっていることがあらためて問題視され、統合教育やインクルージョン（包含）の促進が促された〔20・41〕。子どもの自殺やHIV・エイズの問題についても、リプロダクティブ・ヘルスに関する教育やサービスの提供、カウンセリング・グループの設置などが勧告されている〔21・42〕。

「教育、余暇および文化的活動」の分野は、日本では最も関心の強い分野ではあるが、委員会ではいつものように「基礎保健および福祉」と同時に扱われたこともあって、必ずしも充分な議論にはなっていない。人権教育や体罰・いじめについてはすでに取り上げられたため、ここでは、競争の激しい教育制度が子どもの心身の健康に悪影響を与えていることが、主に取り上げられている。総括所見では、とくに「過度のストレスおよび学校ぎらい」の防止措置の必要性が強調された〔22・43〕。ある委員は、日本の教育制度においては「権利と義務」ではなく「従順さと義務」が強調されているなどと指摘し、教育制度のあり方の幅広い見直しを促している。

最後の「特別な保護措置」につい

ては時間がほとんどなくなり、一部の問題が触れられるに留まった。子どもポルノや子ども買春などの性的搾取について「包括的な行動計画」の策定が求められたほか〔25・46〕、少年司法について、とくに身柄拘束に代わる手段の確立、監視・苦情申立ての手続、代用監獄の環境などに注意を払うよう促されている〔27・48〕。薬物濫用についても取り上げられた〔26・47〕。

今後のフォローアップの課題

今回の審査では、これまでの委員会の議論の枠組みが基本的に踏襲され、差別や偏見の対象になっている子ども、暴力やストレスにさらされている子どもなど、とくに弱い立場に置かれている子どもの問題に議論が集中した。時間配分の関係もあり、学校における条約実施を始めとする個々の論点について十分に議論を深めることはできなかったとはいえ、NGOが問題にしてきた主要な点の多くがいちおうは取り上げられている。第一回目の審査としてはまずまずの結果と評価することができよう。

今後は、今回出された総括所見をきちんとフォローアップしていくことが課題となる。その大前提は、委員会も勧告している〔44〕ように、審査や総括所見の内容を幅広く市民レベルに知らせ、議論を喚起していくことであ

る。今回の審査はあくまでも条約実施のプロセスの一環にすぎないのであり、今回指摘されたものを始めとする問題点をどのように解決していくか、さまざまレベルで「建設的対話」が交わされなければならない。

とりわけ、委員会が総括所見で政府とNGOとの緊密な対話・協力を求めたことは重要である。これまでそのような対話・協力はきわめて不十分であり、そのことが、今回の委員会と政府との対話があまり建設的なものにならなかったことにつながっている。

「ここに掲げられている勧告を政府が考慮に入れば有益だろう」などと委員から評価されたNGOレポート「子どもの権利条約 日本の課題95」（子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編著、労働教育センター）などを叩き台としながら、政府とNGOの双方が建設的対話の道を模索していくことが必要である。

（注）六月五日に採択された総括所見は、その後、事実関係の誤ちや表現について若干の修正が行われている。

◆なお、今回の総括所見についての詳細な解説やフォローアップの提案、審査の全記録を収めた報告書は、子どもの人権連・IMADRJ編で七月中に発売予定。

子どもの権利委員会「日本審査」を傍聴して

「傍聴」の効用

佐々木光明（三重短大）

「傍聴」とは、字の成り立ちが示すように、ひとのかたわらで相手に向きあいつつ、そのこえを我が身に響かすことにあるという。委員会では、権



利条約の精神を具体化しようとする委員らの静かだが力づよい「パッション（情熱）」とでもいうべきものを強く感じた。ときに条約に込める熱い「想

い」として、ときに具体化を迫る強い「意志」として。そして何より、その場に身を置くことによって、自分自身のなかに「共感しようとする力」がわいてくるのである。場の力というものは、人の感覚をより鋭敏にするものらしい。委員会に身を置いた人は、それぞれにその感性を揺さぶられたのではなからうか。

審査にあつては、印象的なことが二つあった。

ひとつには、NGOレポートが委員会の審査に大きな影響を与えていたことである。もちろん喜ばしいことである。作成に少しでも関わった者として嬉しくないわけがない。NGOとして、子どもの置かれている実状と課題をレポートで明確にするプロセスを大事にしてきたからこそ、また委員会を継続的にフォローしてきたその知恵をいかしたからこそ、NGOのレポート

がいきताものとなったといえるだろう。多くの人の努力に深い敬意を払うばかりである。

ただ、条約実施の監視機関としての委員会には、各国の条約の実施状況の確認のみならず、条約の解釈・適用基準の明確化や権利保障の障害の背景に関する討議を通じて、権利の普遍性とともに各国の実情に応じた条約の浸透のあり方を確認しあう場でもあらう。

今回、委員会がその役割を十分に果たしたかは、疑問なしとはいえない。それとの関わりで、委員会の機能、審査のあり方にNGOレポートが大きく関わっていることからすれば、今後、積極的に政府が討議に関わらざるをえなくなるような課題設定の仕方、条約解釈論の深化のために理論課題も含めて実状の問題をどう提起していくのか、次に向けたレポートのあり方の検討も可能ではないだろうか。委員会の討議の方向性をも射程に入れた、委員会とNGOとのいい緊張関係づくりともいえるようか。

もう一つは、今回の傍聴で最も心に残り響いたことでもある。委員が政府委員に向かって発していたある言葉である。「対話をしましょう」というのだ。日本政府代表団に審査の場で発せられたこの言葉は、じつは現在の日本の状況を象徴的に示しているといっ

ていいだろう。それは、政府とNGOの関係のみならず、子どもと大人の「世代の対話」が必要なのをいっているのだ。子どもの参加論等の諸案の基本的思想をあらためて自覚する機会

子ども参加をどう進めるか

森田明美（東洋大学）

審査では、日本国内で配布された条約に関する広報の子ども一人当たり相当する量、子ども政策への財政支出額、条約に合わせた子どもの実態を把握するための調査結果の提示など、これまでの日本政府の取組みのずさんさがあるところを指摘された。また、日本のしくみ（日本の法、行政、文化等）を説明することに終始する政府代表団に対して、委員会からはその仕組みを子どもの権利条約の精神に合わせて変えていくことが要求された。世論が反対するならば、その世論を変えるための政策をとれということ、委員たちは厳しい質問の背後のイライラをソフトに包みながら日本政府へ迫ったのである。いうならば、条約を批准するなかで、日本の仕組み自体が合わなくなっていることを認めること、またたとえ条約の精神に合う仕組みがあっても、そこで行われている制度や実践の中身が子どもの権利条約の批准により国際的に努力をしようとしていることと合わないことを日本はいったいどのようにしていくのかということ

になった。「傍聴」してきた一人として、その役割は、我が身に強く響かせた条約の精神を少しでも多くの人に伝えることかもしれない。

が問われたのである。「こうしなければならぬ」と考えているが、今はこういう段階にあり、今後こういう取組みを進めることで、こういう状況にしていきたい」といった取組みに対する評価をともなう説明はまったくといっていいほどなされなかった。そうした意味で、「建設的対話」にはお互いがどのような準備と態度が要求されるのか、NGOとの協力は日本では可能性があるのかといった悲観的な感想すらもった。

一方的に自国の事情を説明しても、そしてそれを理解してくれといっても国際的な理解は得られない。今回私たちがNGOの活動のなかにも子ども参加をどのようにすすめていくかということが深く問われたと思っている。やっと終えたCRCの傍聴から、一息つく間もなく、政府との「建設的対話」を含めて、子どもの権利条約を日本において命を吹き込んで、現実に使えるものにするための活動をしていかねばならないことを感じている。

「建設的対話」が不十分

菅源太郎（事務局運営委員）

まず、政府代表団を構成した外務、法務、文部、厚生、総務、警察の6省庁が、政策の企画・立案を実質的に担当している課長級の官僚を派遣したことは、委員会と政府の対話を重視する姿勢として評価したい。

しかし残念ながら「建設的対話」には不十分なものであった。原因はいくつかある。第一に委員会が審査に関する戦略をもっていなかったことである。婚外子差別について同趣旨の質問や指摘を繰り返すのであれば、少年司法な

ど時間切れで十分審査できなかったテーマを扱ってほしかった。第二に政府の回答が法律や制度の説明にとどまったことが挙げられる。これは各省庁の政策を、条約の実施という観点で調整する機能が政府にないためだ。

私たちNGOは、委員会の「総括所見」を尊重するよう関係機関（とくに国会、裁判所、地方自治体）に求めるのみならず、委員会審査を効果的なものにするための努力を傾けなくてはと感じた傍聴であった。

NGOとの対話が求められた

津田玄児（弁護士）

今回の審査では、委員の総括所見で、権利主体への子どもの位置づけの変化の重要性を認識し、留保の撤回、政策調整機構・モニター機関・データ収集方法等の確立、体罰・いじめなどの暴力問題の解決の緊急性、非嫡出子・韓国朝鮮人への差別解消、学校での規則づくりなどへの子どもの参加などの問題が指摘され、複数の委員から条約の実施についてNGOとの対話・協力が強く求められたのが印象的でした。

子どもの実情に触れない政府レポートの審査を可能にしたものが、NGOレポートの力であることは明らかです。一般的措置、差別・暴力について厳しい質問、子どもの参加、「競争の激しい教育制度」にも触れた総括所見の各二項目にわたる懸念と勧告はその成果です。この審査を傍聴して改めて、勧告を活かす実施のために、政府を対話の席につかせるなど、NGOの取り組みが大切であることを痛感させられています。

「子どもと性」にかなり影響

「児童買春・ポルノ禁止法案」の動き

藤井 誠一（ルポライター）

十八歳未満を相手にした買春行為やポルノを処罰する「児童買春・ポルノ禁止法案（児童買春、児童ポルノに係る行為等に関する法律案）」は、その立法当事者の堂本暁子議員（さきがけ）が私に語ったように、「相当に革命的」で、子どもと性をめぐる現在の状況にかなりの影響を与えることは必至だろう。以下は堂本議員の話。

「今度の法律は刑法の特別枠です。刑法は罰することが目的だから、児童ポルノを撮ったり、売ったりするのは処罰の対象になります。そのポルノが法に抵触するかどうかや、『児童買春』かどうかを判断するのは警察です。ですが、私たちは警察の裁量権をできるだけ少なくするために、例えば『買春』の定義を最初の案では『淫行ならびに猥褻』だったのを『性交ならびに性交類似行為』と規定を変えるために議論を重ねてきました。」

薄物を羽織っていた場合はどうするかとか、上半身だけだったかどうかとか、さんざん問題になったけれど、最終的には、『写真、絵、ビデオテープその他の物で、性交等に係わる姿態、衣服の全部または一部を脱いだ状態で、性的好奇心をそそるもの。もっぱら性器またはこう門を視覚

により認識できる方法で描写したものとすると」と落ちつきました。性器のところに線を引いたり、ボカシをいれるというのはいけない。『絵』は個人が識別できる絵、ということ。マンガは入らない。マンガもひどいのはたくさんあるけれど、表現の自由との関係で割り切りをしました。

普通に売られている雑誌、例えば『プレイボーイ』に、十七歳とか十六歳というヌードが出ていますが、引つかけてきます。少女本人たちが売り込んで、引つかかります。その場合、出版社と流通、本屋が処罰対象です。それは相当に革命的なこと。ポルノに年齢を表示しない場合、例えば二十歳と書いて、じつさいは十六歳ということがよくありますが、その場合はきちつと調べたうえで、絶対年齢が証明できる健康保険とか免許証とかを見なければだめですね。

子どもの『性的自己決定権』について言う、私はフィリピンで見たこと、日本の子どもについて基本的に同じだと思えます。両方とも、『自分の意思』で体売っているわけ。フィリピンの子は、自分がそれをすれば、一カ月間、家族は食べていけるという自己決定権ですよ。誰にも強制さ

れてない。

だけど、その子どもがそういうことを続けていくと、どうなってしまうかということも、しつこく聞きました。子どもたちは今度は逆に自分よりもっと小さい子を買うとか、非常に歪んだ、仕返しのようなことをやると、子どもたち自身が言ったんです。たしかに子どもの自己決定で売春をするかもしれない。ポルノの写真を撮られるかもしれない。でもそれを子どもは権利と言っていないのかどうか。

問題は自己決定のプロセスです。そのときに、一〇万やるから出ろ、と。で、やつちゃった。それで、一年後の就職のときに、グラビアに出ているということがバレて、その子が「ああ、あのとき出なければよかった」と思ってもしょうがない。その時の自己決定があとになって、その子どもの成長なり、権利を侵害しないという保障がないのです」

児童買春・ポルノ禁止法案の主な内容

（目的）

児童買春、児童ポルノに係る行為などを処罰するとともに、児童の保護のための措置などを定め、心身の健全な成長を期し、あわせて児童の権利の擁護に資することを目的とする。

（児童買春）

- ①十八歳未満の児童買春は五年以下の懲役または百万円以下の罰金
- ②あつせんは三年以下の懲役または三百万円以下の罰金
- ③薬としてのあつせんは五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金。

（児童ポルノ）

「児童ポルノ」とは写真、絵、ビデオテープその他の物で、

①性交等に係る姿態

②衣服の全部または一部を脱いだ状態で、性的好奇心をそそるもの

③もっぱら性器またはこう門（医学その他の学術研究用に供するものは除く）を視覚によって認識できる方法で描写したものとす。

児童ポルノの販売、業としての貸与、公然陳列、製造、所持、運搬、輸出入などは三年以下の懲役または三百万円以下の罰金。

自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持してはならない。

「児童ポルノ」に関しては、罰則はいまのところ設けられていないが、個人の単純保持も禁止である。また、同時に刑法の性的同意年齢が十四歳に引上げられるため、十四歳との「合意」ある性交もイコール強姦罪になる。

以上のような新しい法律の登場によって争点となるのは、子どもの性的自己決定権のとらえ方だろう。堂本議員の言うように、フィリピンの子どもは日本の「援助交際」と同一視しているのかどうか。あるいは、メディアに意識的に出たがる子どもの権利をどう考えればいいのか。この議論は発展途上だけに、多岐にわたる分野の人々の発言を期待するものである。

このテーマに関して、拙書『18歳未満「健全育成」計画』（現代人文社）、『性の自己決定原論』（宮台真司・藤井他 紀伊国屋書店）、『学校の日常を生きぬけ』（宮台×藤井 教育史料出版会）等を参考にしてほしい。



今年も、子どもの権利条約ネットワークが主催するイベントが五月一日に開催された。会場である国立オリンピック記念青少年総合センターに

「子どもに対する信頼感」を出発点に

ネットワークイベントで活発な意見

は、天候にも恵まれ、一〇〇人をこえる子ども・大人が集まった。

今年のイベントは例年の討論とは異なり、「キレる」子どもの権利条約「子どもの人権バッシングに 대응する」というテーマで、パネルディスカッションが行われた。藤井誠二さん（ルポライター）、坪井節子さん（弁護士）のコーディネイトのもとで、パネリストには、現役の高校生、大学生、中学生の子どもをもつ親、中学校教師、司法関係者の方々を迎え、会場の参加者（大人・子ども）も加わって様々な立場から討論が行われた。

まず、コーディネーターの坪井さんからパネルディスカッションの三つの柱立（「衝動的暴力」という問題がどういう形で起きているのか？その問題は一体何が原因なのか？」「その問題が現実存在するならば、その背景にあるものは一体何なのか？」「こうした問題を踏まえて、子どもや大人はこれからどうすればいいのか？」）についての説明があつて、イベントはスタートした。次に六人のパネラーが、自己紹介を含めて、今の子ども

衝動的暴力に対して一番いい意思、意見・感想などを述べた。そして会場の参加者から、主催者側が挙げた三つ

パネラーの意見

大槻徳子さん（高校生） 今回の持ち物検査については「容認派」である。持つてきてはいけない物を持つてきているのだから、正当な理由なく持つてきている人が検査されるのはしょうがない。されたくないならはじめから持つてこなければ良い。今、子どもは先生から信頼されていない。その信頼を回復するためにも子ども自ら持ち物を見せてみては？すべての子どもがナイフを持つていてはいいわけではない。現在のマスメディアはそれがすべてであるかのように取り扱う。コギャルの報道の時もそうだったが、普通の高校生もいる。一括して見ないで欲しい。

古賀美礼さん（高校生） 子どもたちは「キレる」ストレスをどこかに溜めている。「キレる」事はナイフ

の柱立以外で論じて欲しい項目・意見などをつのつた。

を持つ、持たないの問題ではない。所持品検査は反対である。検査したところで、子どもの本物の姿・ナイフを持つ原因は見えないからである。だから、心の教育を見直すべき。見掛けだけの落ち着きは一時的なものにすぎない。今、世界的に求められているものは、学校や家庭内での子どものあり方。子どもも大人もみんなが考える力をつける必要があると思う。

天野智子さん（中二・小六の二人の娘の親） 「キレる」メカニズムは今までまかり通っていた大人社会の「暴力」のメカニズムである。その根底にあるものは、他人に認められないということだけでなく、他人の認められないためにずっと自分を演じ続けているという、そういう自分自身も認めら

れない疲れを、子どもだけでなく大人自身も持っているということだと思ふ。

高橋亮平さん(大学生)

「キレる」という言葉を使うことで今の若者は、大人には理解できない特別な感情を持った“個”であって、理解したい活動を突拍子もなく起こすものだと、最近のマスコミ関係では取り上げられている。しかし、本来この“キレる”という言葉は、「堪忍袋の尾が切れる」という部分の“切れる”という部分だと理解している。この「堪忍袋の尾が切れる」という感情は人間として当たり前の感情で、大人も子どもも共に持っている感情だと認識している。所持品検査についていうと、「一般社会」では考えられない「学校空間」でしか認められないことで、これによって、大人と子どもとの壁はますます広がっていくのだと思う。

芹沢秀行さん(中学校教諭)

文部大臣が述べた「持ち物検査や教員に毅然とした態度を求める」発言以来、神奈川県の中なかでも教育長が異口同音に、持ち物検査を行い毅然とした態度をとるべきだという動きに対して危機感を覚える。しかし現場がすぐに反応するかというところでもない。一つは人権という視点から、二つめはやつても発見できる訳がない、三つめはすることによって生徒の関係が悪化してしまふ、という理由からである。これらの考え方はかなり定着している。重要なことは八十年代の構内暴力に象徴される荒れを九十年代にどう乗り越え

えてきたかという点である。乗り越え方は多様であった。まず、子どもの権利条約が明らかな体罰・所持品検査の減少に一定の意味で学校現場に定着してきたこと。次に、あいさつ運動に象徴されるソフトな管理主義が進行していること。そのなかに今の子どもたちがおかれているという認識が必要だ。

網野利夫(全司法組合員)

校内暴力や対教師暴力を何故するんだという、かつての時代の子どもの表現の仕方は「ムカつく」「頭にくる」と

「キレる」をめぐって

会場の参加者から意見としては、生存権そのものへの取り組み、地域における人間関係の希薄さ、内申書に代表される評価システム、“キレる”という言葉の使い方、スクールカウンセラーのあり方、さらに「自由」について、等が挙げられた。

休憩を挟んだ後、「子どもの人権バッシング」に応えるという観点から大別して、「キレる」ということ「衝動的暴力について」「人権について」ということについて討論された。

“キレる”という言葉の意味・使われ方には、子どもと大人の間に多少の差があるようだ。子どもたちの話では、“キレる”ということは日常的な

いう言葉を使って教師に殴りかかっていった。感情のコントロールがつかなくて、何人かで殴り、何人かで止めたという、「番長組織」で象徴される組織だった時代であった。現在は自分で自分を守らなければならない状態で、非常にシビアな状況である。テレビゲームなどの育成環境の変化が人の付き合い方を下手にしている部分がある。ナイフを持つことの意味は、自分が強くなれるという象徴だと思う。持っているか持っていないかでかなり影響があるのではないか。

ことで、少し怒っただけでも“キレる”という。一方、マスコミを含む多くの大人は、“キレる”は「衝動的暴力」ととらえている傾向がある。ただ、両者が共通している点は、程度の差はあるにしろ、なんらかのストレスによって、突然怒りだすということだ。“キレて”しまった子どもが起こした一連のナイフ事件を機に、学校現場では、その事前対策として、生徒の所持品検査が行われている。検査については、子どものプライバシーなどの人権、検査そのものの有効性、生徒と教師間の信頼関係などの問題をめぐり、賛否両論があった。

相対的存在

となった学校

大人社会が多様であると同じように、子ども社会も多様であり、子どもも色々な悩みや問題を抱えている。子どもの個性や多様性を否定し、子どもの権利を認めようとしないうちは、子どもを力で管理しきれなくなった大人が懲りもせず、再び力で子どもを押さえ付けようとする、あがきのように思える。現在、当たり前といわれていることが崩れてきている。例えば、それが、子どもがナイフを持つてくることである。もう少しいうと、子どもにとって学校や教師が「絶対化された存在」ではなく、「相対化された存在」になっているということである。つまり、子どもにとって「学校」は「魅力のない存在」になっているようである。

参加者は、二時間半にわたる討論でもまだまだ話し足りないくらいだった。もちろん、満足のいく結論に至ったわけではないが、子どもと大人が真剣に自分達の意見をぶつけあうことそのものが、互いの信頼関係をつくることになるのではないかと。

最後に、喜多明人さんの言葉をもつて締めくくりたい。「現在の世論がもつ『子どもに対する不信感』からの対応でなく、『子どもに対する信頼感』を出発にした新しい解決の仕方を、子どもと共に考え、子どもと共に解決の糸口を探っていくことを、このイベントで皆さんと確認出来れば良いと思っている」。

(宮澤信子・早稲田大学大学院
天野隆・早稲田大学学生)

子どもの権利条約 ネットワーク

一九九八年度の主な活動方針

昨今の十代による「衝動的暴力事件」を契機に、子どもを取り巻く環境が様々なところで問題化しており、子どもの権利条約の実施とその普及に取り組み私たちに与えて深刻な事態だといわざるを得ません。

こうしたなか、私たち「子どもの権利条約ネットワーク」は「子どもとおとなはこの社会をと共に担っていくパートナーである」との視点から、子どもの意見表明・参加が十分に保障され尊重される社会を確立していくために、一九九八年度も引き続き、①学習・意見交換をすすめる、②情報ネットワークを構築する、の二点を活動の柱に据えて活動をすすめていきます。

①過去三年間毎年行ってきた「子どもの権利条約学習講座」をふまえ、今年度は1期6回の学習講座を6月～7月（6月12日から7月17日までの毎週金曜日・現在実施中）、10月

～11月、99年2月～3月、の3期行う。

②ニュースレター「子どもの権利条約」

（隔月発行）の充実をはかるために、ネットワーク委員の協力による地域・自治体での取り組みの情報収集を強化する。

③子ども自身の活動を可能なかぎり支援するための基盤を整備する。

の三点に特に重点を置いていることが今年度の活動方針の特徴として挙げられます。

また、これまでの活動を振り返り、評価しながら、これからの「子どもの権利条約ネットワーク」の在り方を検討するための小委員会を運営委員会に設置し、小委員会での集中的な議論を基にして、市民活動団体としての存在基盤を確立するための条件整備を一つずつすすめていきます。なお、ここでの議論において委員の皆様の声を十分に反映するために、会員向けアンケートの実施や小委員会への会員のオブザーバー参加の保障、そして必要であれば臨時総会の開催までを視野に入れ、開かれた議論をしていきます。

なお、総会全体に関する報告・まとめは、別紙「総会報告」を参照してください。質問・意見等がありましたら、事務局までご連絡ください。（林 大介）

1998年度の役員

＜代表委員＞

喜多 明人
津田 玄児
永井 憲一

＜事務局運営委員＞

荒牧 重人（事務局次長）
林 大介（事務局次長）
藤井 幹夫（事務局次長）
勝本 浩司 菅 源太郎
高橋 亮平 平野 裕二
藤木 武夫 吉田 要介

＜運営委員＝会計＞

荒木 雅子

＜運営委員＞

赤池 悦子 関根 玲子
天野 隆 露木 浩子
網野 利夫 戸田真子
入沢 充 萩原 由美
内田 塔子 水永 啓子
大井 雅枝 吉峯 康博
大河内 秀人
許斐 有起
小平 由起

＜監査＞

味岡 尚子 坪井 節子

「子どもの権利条約」No.38

1998年6月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月・金曜日／午後1時～午後6時）

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

※郵便振替 00180-2-750150

★印刷 （株）第一プリント

季刊教育法

113号

1,700円

「いじめ」社会と裁判

いじめ社会からの脱却……………鎌田 謙仰
いじめ事件の法的考察……………坂田 正信
いじめ—社会科教師への期待……………梅野 正信
●資料 いじめ判例・いじめ事件に関する動き

地域社会と高校の脱構築……………黒沢 惟昭

教科書裁判と私

一教科書裁判32年—
浅羽 晴二／伊藤 公一／大田 典／尾山 宏
兼子 仁／神田 修／門井 節夫／君島 和彦
小林 和／徳 正市／時野谷 滋／永井 憲一
秦 都彦／菱村 幸彦／堀尾 麗久／森村 誠一
司 剛 達
●資料 第三次家永教科書訴訟最高裁判決要旨

教育基本法50年 これまでとこれから
教育の機会均等—学校教育……………平原 春好

東京都千代田区九段北
4-11 5F
〒102 電話03-3234-4641（代）

初の子どもの権利総合誌七月下旬創刊
『季刊 子どもの権利条約』（エディトル研究所）
定期購読受付中

子どもの権利条約ネットワークが編集協力をしている「季刊 子どもの権利条約」がいよいよエディトル研究所より創刊されます。子どもの権利および子どもの権利条約に関する情報・取り組み、さらには意見などを提供・交換する総合的な雑誌です。現在、毎回確実に入手できる定期購読を受付中です。ぜひご購入してください。企画などにご意見がありましたら事務局までお寄せください。